

【石川ハードダーツ友の会 会則】

2008年 4月1日 施行

2011年11月1日 改訂

2013年 8月1日 改訂

第1章 総 則

第1条 名 称

本会の名称を【石川ハードダーツ友の会】とする。

第2条 事務局

本会の事務局を石川県金沢市本多町2丁目9番13号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 目 的

本会はスティーリングダーツ愛好者より普及および振興を図り健全な心身の育成を目的とする。

第4条 事 業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) スティーリングダーツの普及および指導
- 2) スティーリングダーツの競技力の向上
- 3) スティーリングダーツの競技会の開催
- 4) 会員相互の親睦

第3章 会 員

第5条 会 員

会員の所定事項の登録、会費の納入を持って会員とする。

第6条 会員資格の喪失

会員は次の場合には、資格を失うものとする。

- 1) 本人の申し出により退会する場合
- 2) 死亡した場合。
- 3) 石川ハードダーツ友の会の名誉を毀損した場合や、石川ハードダーツ友の会の目的に反する行為を行った場合は、役員会にて事実関係を確認した後、総会での承認を経て除名するものとする。

第7条 会 費

会費は、次のとおりとし、それぞれ毎年5月1日～10月31日および11月1日～4月30日を1期とする。

- | | |
|------------|------------|
| 1) 会 員(一般) | 4,000円(1期) |
| 2) 会 員(学生) | 2,000円(1期) |
| 3) オーナー会費 | 協賛金等(随時) |

第8条 会費の不返還

会員会費については、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員

第9条 役員

本会には、次の役員を置くものとする。

- | | |
|--------|-----|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 2名 |
| 3) 監事 | 1名 |
| 4) 顧問 | 若干名 |

第10条 役員を選任

会長は総会によって選任されるものとする。

2. 副会長は選手会会長、オーナー会会長をもってその職を充てる。
3. 監事は総会の議決を経て、会長が任命する。
4. 顧問は、総会の議決を経て任命、乃至は委嘱するものとする。
5. 会長の選出方法は、別に定める。

第11条 役員の職務

- 1) 会長は本会を代表し、会務の統括を行う。
- 2) 副会長は会長の補佐をし、会の円滑な運営に努める。
- 3) 監事は会務の施行および会計監査を行うものとする。
- 4) 顧問は、会務の重要事項について、役員との諮問に応じる。

第12条 役員の任期

- 1) 本会の会長の任期は2年とする。
- 2) 役員は再任することができる。
- 3) 役員は任期満了の場合において、後任者が就任するまでその職務を行う。

第13条 役員解任

役員が次の各号の一つに該当する時は役員会の議決により、会長が解任することができる。

- 1) 心身が職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員として本会の目的に違反したとき。

第5章 会議

第14条 総会

- 1) 定期総会は年1回、会長が招集する。
- 2) 臨時総会は役員が必要と認めるとき、会長が招集する。

第15条 総会の構成

総会は石川ハードダーツ友の会の最高決定決議機関であり、本会の会員によって構成する。

第16条 総会の決議

総会は、次の事項を決議する。

- 1) 事業計画および収支予算書について
- 2) 事業報告および収支決算書について
- 3) その他、本会の事業に関する重要事項で会長および役員会が必要と認めるもの

第17条 総会の定足数等

1. 総会は会員数の20%の出席をもって成立する。
2. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し賛否同数の場合は、議長が決す。

第18条 役員会

- 1) 役員会は、役員及び事務局員によって構成される。
- 2) 役員会は会長、および総会が招集する。
- 3) 役員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第6章 事務局

第19条 事務局

本会に実務運営および事務処理を円滑に行うための事務局を置き、以下のように構成される。

- 1) 事務局長 1名
- 2) 事務局次長 1名
- 3) 会計 1名
- 4) 広報 1名
- 5) 事務局員 若干名

第20条 事務局員の職務

- 1) 事務局長は、実務運営における総括をし、会務の円滑な運営に努める。また、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のある時はその職務を代行する。
- 3) 会計は本会の出納の管理をし、一切の責任を負う。
- 4) 広報は本会のホームページの管理を行い、その活動の周知に努める。

第21条 事務局員の選任

- 1) 事務局員は随時募集しており、何者もその選任を妨げない。
- 2) 事務局長は総会の議決を経て、会長が任命する。
- 3) 事務局次長、会計、広報は事務局員から互選にて選任する。

第7章 選手会

第22条 選手会

選手会は、すべての会員により組織される。

2. 選手会は、選手会会長を選手会から互選にて選任するものとする。

第8章 オーナー会

第23条 オーナー会

オーナー会はすべてのベニューの代表者により組織するものとする。

2. オーナー会は、オーナー会会長をオーナー会から互選にて選任するものとする。

第9章 会計

第24条 経費

1. 本会は会費、賛助会費をもって経費にあてる。
2. 本会は事業収益、協賛金およびその他の収入をもって経費にあてることができる。

第25条 出納

1. 本会の出納は、会計が一切の責任を負うものとする。
2. 出納する際は会長、副会長の内4名の決裁により、出納できるものとし、その出納の正当性を担保するものとする。

第26条 会計年度

本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日をもって決算とる。

第10章 監査

第27条 監査

監事は、毎会計年度に一回以上、本会の事業ならびに会計を監査しなければならない。

第11章 補則

第26条 補則

本会の会則の施行に必要な細則は、役員会の決議を経て別に定める。

第27条 会則

本会の会則は2008年5月8日の総会をもって施行する。

第28条 附 則

1. 改訂後の規定は2011年11月1日から施行する。
2. 改訂後の規定は2013年8月1日から施行する。